サービス	スコード	ービス(みなし)サービスコード サービス内容略称	表(みなし打	旨定事業所:平月	②27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定 _{第定項目}	を受けていた事業所)	合成	算定単位
種類	項目	訪問型サービス I		事業対象者·要支援			単位数	1月につき
A1	1111	訪問型サービスI・初任		1·要支援2(週1回程 度)	 小磁聯昌加圧を延旋弾和左旋で た++_ビュ塩州寄圧を左配器 でいる	ス担今 v 7004	1,168	
A1	1113				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している	事業所と同一建物の利用者又	818	
A1	1114	訪問型サービスI・同一		1,168単位		はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1,051	
A1	1115	訪問型サービスI・初任・同一	イ 訪問型 サービス費(み	事業対象者・要支援	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	90%	736	1日につき
A1	2111	訪問型サービスI日割	なし)(I)	1・要支援2(週1回程度)			38	יםוכ יום
A1	2113	訪問型サービスI日割・初任		154.7	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している		27	
A1	2114	訪問型サービスI・日割・同一		38単位		事業所と同一建物の利用者又 はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×	34	
A1	2115	訪問型サービス I・日割・同一・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	90%	24	
A1	1211	訪問型サービスⅡ		事業対象者·要支援 1·要支援2(週2回程			2,335	1月につき
		訪問型サービスⅡ・初任		度)	↑護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している。	る場合×70%		
A1	1213	訪問型サービスⅡ・同一		2.335単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の	1,635	
A1	1214	訪問型サービスⅡ・初任・同一	口 訪問型	2,000-4-12		利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	2,102	
A1	1215		サービス費(み	事業対象者·要支援	月 政権共初は日明 か評価とかりしたク これに大具は日と地位している場合へ1070		1,472	1日につき
A1	2211	訪問型サービスII日割	なし)(Ⅱ)	1·要支援2(週2回程 度)			77	
A1	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している	る場合×70% 事業所と同一建物の利用者又	54	
A1	2214	訪問型サービスⅡ・日割・同一		77単位		はこれ以外の同一建物の利用者と 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×	69	
A1	2215	訪問型サービスⅡ・日割・同一・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	90%	49	
A1	1321	訪問型サービスⅢ		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)			3,704	1月につき
A1	1323	訪問型サービスⅢ・初任	1		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している	る場合×70%	2,593	
		訪問型サービスⅢ・同一	1	3,704単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の		
A1	1324	訪問型サービスⅢ・初任・同一	ハ 訪問型		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	3,334	
A1	1325		サービス費(み なし)(III)	事業対象者・要支援2			2,334	1日につき
A1	2321	訪問型サービスⅢ日割	- 'αC/(III)	(週2回を超える程度)			122	
A1	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任		122単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している	る場合×70% 事業所と同一建物の利用者又	85	
A1	2324	訪問型サービスⅢ・日割・同一				はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×	110	
A1	2325	訪問型サービスⅢ・日割・同一・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	90%	77	
A1	2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型 サービス費(み	事業対象者·要支援 1·要支援2(週1回程			266	1回につき
A1	2413	訪問型サービスⅣ・初任	なし)(Ⅳ)		共責任者を配置している	る場合×70%	186	
		訪問型サービスⅣ・同一		機構	r部分は、秋田市では使用しません	事業所と同一建物の利用者又 はこれ以外の同一建物の		
A1	2414	訪問型サービスⅣ・初任・同一	-	※1月の + C主即 C+四よ で	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	239	
A1	2415	訪問型サービスV	木 訪問型	事業対象者·要支援			167	
A1	2511		サービス費(み なし)(V)	1·要支援2(週2回程 度)		7 IR A man.	270	
A1	2513	訪問型サービス▼・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している	□場 □ × / 0	189	
A1	2514	訪問型サービスⅤ・同一		270単位 ※1月の中で全部で5回から8回ま		はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×	243	
A1	2515	訪問型サービスV・初任・同一	E1 00 W	70	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	90%	170	
A1	2621	訪問型サービスⅥ	へ 訪問型 サービス費(み	事業対象者·要支援 1・要支援2(週2回を			285	
A1	2623	訪問型サービスVI・初任	なし)(VI)	超える程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している	る場合×70%	200	
A1	2624	訪問型サービスVI・同一		285単位		事業所と同一建物の利用者又 はこれ以外の同一建物の	257	
		訪問型サービスVI・初任・同一		※1月の中で全部で9回から12回 まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		
A1	2625		ト訪問型サー	事業対象者·要支援			180	
A1		訪問型短時間サービス	ビス費(みなし)(短時間	1·要支援2(週1回程 度)	↑	지부수 x 70%	165	
A1	1413	訪問型短時間サービス・初任	サービス)			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の	116	
A1	1414	訪問型短時間サービス・同一		165単位 ※1月につき22回ま		はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	149	
A1	1415	訪問型短時間サービス・初任・同一	特別地域加算	で	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	5075	104	
A1	8000	訪問型サービス特別地域加算	・コハッキロ今外川子		所定単位数の	15%加算		1月につき
A1	8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の	15%加算		1日につき
A1	8002	訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の	15%加算		1回につき
A1	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等	における小規模事業所 加算	所定単位数の			1月につき
A1	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の			1日につき
			1					
A1		訪問型サービス小規模事業所加算回数		こ居住する者へのサー	所定単位数の			1回につき
A1	8110	53.027 2.17 2.18 3.19 2.00 3.19	ビス提供加算		所定単位数の			1月につき
A1	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日	1		所定単位数の			1日につき
A1	8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回			所定単位数の			1回につき
A1	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算			200単位加算	200	
A1	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向			100単位加算	100	
A1	6270	訪問型サービス処遇改善加算 I	ヌ 介護職員処	過改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I) 所定単	位数の86/1000 加算		
A1	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ				位数の48/1000 加算		
A1	6273		1					
		訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ	1			単位数の 90% 加算		
A1	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ	I		(4)介護職員処遇改善加算(IV) (2)で算定した	:単位数の 80% 加算		1月につき

ーヒ. 類	スコード 項目	サービス内容略称			算定項目			合成 単位数	算定単
42	1111	訪問型サービス I		事業対象者·要支援 1·要支援2(週1回程					
42	1113	訪問型サービスI・初任		度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提	供責任者を配置している場	릚合×70%	1,168	
\2	1114	訪問型サービスI・同一		1,168単位		la:	業所と同一建物の利用者又 ニれ以外の同一建物の		İ
		訪問型サービスI・初任・同一	イ 訪問型		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を		用者20人以上にサービスを行う場合 × 26	1,051	•
12	1115	訪問型サービスI日割	サービス費(独 自)(I)	事業対象者·要支援				736	1日に
12	2111	訪問型サービスI日割・初任		1·要支援2(週1回程 度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提	# 書丘孝太配器 アハスH	2	38	
12	2113			W 44	川設城具初江石研修牀住を修 」 したり一 こへ捉!	*	業所と同一建物の利用者又	27	ļ
2	2114	訪問型サービスI・日割・同一		38単位		はこ 利	これ以外の同一建物の 用者20人以上にサービスを行う場合 ×	34	
2	2115	訪問型サービスI・日割・同一・初任		事業対象者·要支援	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を	配置している場合×70% 90%	76	24	1月に1
2	1211	訪問型サービスⅡ		1.要支援2(週2回程				2,335	IAIC
12	1213	訪問型サービスⅡ・初任		度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提			1,635	
2	1214	訪問型サービスⅡ・同一		2,335単位		la:	業所と同一建物の利用者又 ニれ以外の同一建物の	2,102	
2	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一	口 訪問型		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を		用者20人以上にサービスを行う場合 × %	1,472	Ī
		訪問型サービス II 日割	サービス費(独 自)(II)	事業対象者·要支援					1日に
.2	2211	訪問型サービスⅡ日割・初任		1·要支援2(週2回程 度)	↑護職員初任者研修課程を修了したサービス提供	供書任务を配置 でいる場	로수 x 70%	77	ł
2	2213				川政戦兵がは省場吟杯住と珍丁したり一とへ近日	**	業所と同一建物の利用者又	54	
2	2214	訪問型サービスⅡ・日割・同一		77単位		利月	ニれ以外の同一建物の 用者20人以上にサービスを行う場合 ×	69	ŀ
2	2215	訪問型サービスⅡ・日割・同一・初任		本业业办本 画土超点	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を	配置している場合×70% 90%	76	49	481=
2	1321	訪問型サービスⅢ		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)				3,704	1月に
2	1323	訪問型サービス皿・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供			2,593	
2	1324	訪問型サービスⅢ・同一		3,704単位		はこ	業所と同一建物の利用者又 これ以外の同一建物の		Ì
		訪問型サービスⅢ・初任・同一	ハ 訪問型		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を		用者20人以上にサービスを行う場合 × %	3,334	İ
2	1325	訪問型サービスⅢ日割	サービス費(独自)(皿)	事業対象者·要支援2				2,334	1日に
2	2321			(週2回を超える程度)	A 50 mile 2 to 10	W + 10 + 1 7 10 1 - 1 . 7 15	- A	122	ļ
2	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任		122単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供		前台× /0% 業所と同一建物の利用者又	85	
2	2324	訪問型サービスⅢ・日割・同一				は 利	これ以外の同一建物の 用者20人以上にサービスを行う場合 ×	110	
2	2325	訪問型サービスⅢ・日割・同一・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を	配置している場合×70% 909	36	77	
2	2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型 サービス費(独	事業対象者·要支援 1·要支援2(週1回程		_		266	1回に
2	2413	訪問型サービスⅣ・初任	自)(Ⅳ)			責任者を配置している場	易合×70%	186	
		訪問型サービスⅣ・同一			け部分は、秋田市では使用しません	事業はは	業所と同一建物の利用者又 これ以外の同一建物の		İ
2	2414	訪問型サービスⅣ・初任・同一		※1月の中 で	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を	000	用者20人以上にサービスを行う場合 × %	239	
2	2415		木 訪問型	事業対象者·要支援	THE THE THE THE TENT OF THE TE			167	
2	2511	訪問型サービス▼	サービス費(独 自)(V)	1·要支援2(週2回程 度)				270	
2	2513	訪問型サービス♥・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供		易合×70% 業所と同一建物の利用者又	189	
2	2514	訪問型サービスⅤ・同一		270単位 ※1月の中で全部で5回から8回ま		はこ	これ以外の同一建物の 用者20人以上にサービスを行う場合 ×	243	
2	2515	訪問型サービスⅤ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を	配置している場合×70% 90%	36	170	
2	2621	訪問型サービスVI	へ 訪問型 サービス費(独	事業対象者·要支援 1・要支援2(週2回を				285	
2	2623	訪問型サービスVI・初任	自)(VI)	超える程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提	供責任者を配置している場	易合×70%	200	
		訪問型サービスⅥ・同一		285単位		事業は	業所と同一建物の利用者又 これ以外の同一建物の		
2	2624	訪問型サービスVI・初任・同一		※1月の中で全部で9回から12回 まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を	利月	用者20人以上にサービスを行う場合 ×	257	
2	2625	BINE / CXX INC IN	ト 訪問型サー	事業対象者·要支援	THE THE THE THE TENT OF THE TE			180	
2	1411	訪問型短時間サービス	ビス費(独自) (短時間サービ	1·要支援2(週1回程 度)				165	
2	1413	訪問型短時間サービス・初任	ス)		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供		易合×70% 業所と同一建物の利用者又	116	
2	1414	訪問型短時間サービス・同一		165単位 ※1月につき22回ま		は	これ以外の同一建物の 用者20人以上にサービスを行う場合 ×	149	
2	1415	訪問型短時間サービス・初任・同一		で	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を	000		104	
2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 1	5%加算		1月に ⁻
2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割				所定単位数の 1			1日に
			1						
2		訪問型サービス特別地域加算回数	中山間地域等	における小規模事業所		所定単位数の 1			1@(C
2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	1	加算		所定単位数の 1	0%加算		1月に
2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割	1			所定単位数の 1	0%加算		1日に
2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数	由山間軸域等に	こ居住する者へのサー		所定単位数の 1	0%加算		1回(C
2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山间地域等に ビス提供加算	~心止 7 心治・いりリー		所定単位数の	5%加算		1月に
2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日				所定単位数の	5%加算		1日に
2		訪問型サービス中山間地域等提供加算回				所定単位数の			1回に ⁻
			チ 初回加算			// 左千世双0/	200単位加算	000	
2	4001	訪問型サービス初回加算	リ 生活機能向	上連接加管			100単位加算	200	
2	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	ヌ 介護職員処				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	100	
2	6270	訪問型サービス処遇改善加算I	-		(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位	数の86/1000 加算		-
2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ	1		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位	数の48/1000 加算		
2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ]		(3)介護職員処遇改善加算(III)	(2)で算定した単	位数の 90% 加算		
	1	1	1		2 (4)介護職員処遇改善加算(IV)	(2)で算定した単	·		1月に

	スコード 項目	サービス内容略称	7 78 EC WITT	(2 m ak / m - 4-1 *	本泰山西東	算定項目				合成 単位数	算定単
15	1111	通所型サービス1	イ 通所型サー	・ビス費(みなし)	事業対象者·要支援1				1,647単位	1,647	1月につ
.5	1112	通所型サービス1日割							54単位	54	1日につ
5	1121	通所型サービス2			事業対象者·要支援2				3,377単位	3,377	1月につ
	1122	通所型サービス2日割				網掛け部分は、秋田市	节では使用しま も	±ん		111	1日につ
5		通所型サービス1回数			事業対象者·要支援1	※1月の中で全部で4回まで			111単位		
5	1113	通所型サービス2回数	1		事業対象者·要支援2	※1月の中で全部で5回から8回ま			378単位	378	1回(C:
5		通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等	に居住する者へ0)サービス提供加算			所定单	389単位 単位数の 5% 加算	389	1月に
5	8110	通所型サービス中山間地域等加算日割							単位数の 5% 加算		1日(こ
5	8111	通所型サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算					1回に ⁻
5	8112	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症	利用者受入加算					240 単位加算		1月に
5	6109	通所型サービス同一建物減算1		司一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者 事業対象者·要支援1 376単位滅算					240		
5	6105	通所型サービス同一建物減算2	に通所型サービ	ビス(みなし)を行	つ場合	事業対象者・要支援2			752単位減算	-376	
5	6106		口 生活機能向]上グループ活動	加算				100単位加算	-752	
5	5010	通所型生活向上グループ活動加算	ハ 運動器機能	1:10 1:					225単位加算	100	
;	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	二 栄養改善加						150単位加算	225	
;	5003	通所型サービス栄養改善加算	- ARGE!	***					10041271134	150	
;	5004	通所型サービスロ腔機能向上加算	ホ 口腔機能向		- V- II-M				150単位加算	150	
;	5006	通所型複数サービス実施加算 I 1	ヘ 選択的サービス複数	(1)選択的サー	ビス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善			480単位加算	480	
,	5007	通所型複数サービス実施加算 I 2	実施加算			運動器機能向上及び口腔機能向上			480単位加算	480	
,	5008	通所型複数サービス実施加算 I 3				栄養改善及び口腔機能向上			480単位加算	480	
;	5009	通所型複数サービス実施加算 II		(2)選択的サー	ビス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口服	空機能向上		700単位加算	700	
	5005	通所型サービス事業所評価加算	ト 事業所評価	- 事業所評価加算 120単位加算				120			
,	6107	通所型サービス提供体制加算 I 11	チ サービス提	供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算 (I)イ	事業対象者·要支援1			72単位加算	72	
,	6108	通所型サービス提供体制加算 I 12	1			事業対象者·要支援2			144単位加算	144	
		通所型サービス提供体制加算 I 21			(1)サービス提供体制強化加算 (I)ロ	事業対象者·要支援1			48単位加算		
,	6101	通所型サービス提供体制加算 I 22			(1)=	事業対象者·要支援2			96単位加算	48	
5	6102	通所型サービス提供体制加算Ⅱ1			(1)サービス提供体制強化加算	事業対象者·要支援1			24単位加算	96	
5	6103	通所型サービス提供体制加算Ⅱ2			(1)/\	事業対象者·要支援2			48単位加算	24	
5	6104	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	リ 介護職員処	遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	777777811 22244-		正字单位	数の40/1000 加算	48	
5	6110		-		(1)月股陽與尼厄以日加井(1)			別是平位	.数0740/1000 加升		
5	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ	-		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)				数の22/1000 加算		
;	6113	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ	_		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)				単位数の 90% 加算		
;	6115	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(IV)			(2)で算定した	単位数の 80% 加算		
Ę	超過	の場合	T								
۲Ž	スコード	サービス内容略称				算定項目				合成 単位数	算定
Ð	項目		イ 涌 正 刑 サー	・ビス費(みなし)	T					- 1200	
;	8001	通所型サービス1・定超	1 週別至り	こ人員(かなじ)	事業対象者·要支援1		1,647単位			1,153	1月に
5	8002	通所型サービス1日割・定超	1		-		54単位			38	1日に
5	8011	通所型サービス2・定超]		事業対象者·要支援2		3,377単位	定員	超過の場合	2,364	1月に
5	8012	通所型サービス2日割・定超]				111単位		× 70%	78	1日に
5	8003	通所型サービス1回数・定超			事業対象者·要支援1	※1月の中で全部で4回まで	378単位			265	
5	8013	通所型サービス2回数・定超			事業対象者・要支援2 で	※1月の中で全部で5回から8回ま	389単位			272	1回に
		を職員が欠員の場合	•		•		•				
										合成	
Į	スコード 項目	サービス内容略称				算定項目				単位数	算定
	9001	通所型サービス1・人欠	イ 通所型サー	・ビス費(みなし)			1,647単位			1,153	1月に
5		通所型サービス1日割・人欠	1		事業対象者・要支援1		54単位				1日に
5	9002	通所型サービス2・人欠	1				3,377単位	看誰.	介護職員が	38	1月に
5	9011	通所型サービス2日割・人欠	1		事業対象者・要支援2		111単位	欠	引 護職負が 員の場合 × 70%	2,364	1日に
5	9012		1		古世外各字,而十四。	VI HOATAWAY TA				78	1010
5	9003	通所型サービス1回数・人欠	-		事業対象者·要支援1 事業対象者·要支援2	※1月の中で全部で4回まで	378単位			265	1010
	9013	通所型サービス2回数・人欠			事業対象者・要支援2 で	※1月の中で全部で5回から8回ま	389単位			272	

	型サ ・ スコード	ービス(独自)サービスコード	長(新規事業	業所:平成2	7年4月1日以降に開				合成	
	項目	サービス内容略称	ノ 海町刑サー	ビフ弗 (シャ)	事業対象者・要支援1	算定項目			単位数	算定単位
A6	1111	通所型サービス1	1 週所型サー	こ人質(みなし)	争来对系有"安又拔!			1,647単位	1,647	1月につき
A6	1112	通所型サービス1日割						54単位	54	1日につき
A6	1121	通所型サービス2			事業対象者·要支援2			3,377単位	3,377	1月につき
A6	1122	通所型サービス2日割				網掛け部分は、秋田市	下では使用しません	111単位	111	1日につき
A6	1113	通所型サービス1回数			事業対象者·要支援1	※1月の中で全部で4回まで		378単位	378	
		通所型サービス2回数			事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回ま				1回につき
A6		通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等	こ居住する者へ0)サービス提供加算		所	389単位 定単位数の 5% 加算	389	1月につき
A6	8110	通所型サービス中山間地域等加算日割	-				所	定単位数の 5% 加算		1日につき
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算回数	i					定単位数の 5% 加算		1回につき
A6	8112	通所型サービス若年性認知症受入加算	苯在外初如今	利用老瓜 1 hn管						
A6	6109		若年性認知症利用者受入加算 240 単位加算 事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者 事業対象者・要支援1 376単位減算						240	
A6	6105	通所型サービス同一建物減算1		ごス(みなし)を行		事業対象者·要支援2		752単位減算	-376	
A6	6106	通所型サービス同一建物減算2	口 生汗燥能向	1 トガリープ活動	加管	7.7.7.W II X.X.X.C			-752	
A6	5010	通所型生活向上グループ活動加算		ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位加算					100	
A6	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ運動器機能					225単位加算	225	
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	二 栄養改善加	1算				150単位加算	150	
A6	5004	通所型サービスロ腔機能向上加算	木 口腔機能向]上加算				150単位加算	150	
A6	5006	通所型複数サービス実施加算 I 1	ヘ 選択的サービス複数	(1)選択的サー	ビス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善		480単位加算	480	
A6	5007	通所型複数サービス実施加算 I 2	実施加算					480単位加算	480	
		通所型複数サービス実施加算 I 3	-			運動器機能向上及び口腔機能向上 栄養改善及び口腔機能向上		480単位加算		
A6	5008	通所型複数サービス実施加算 II		(2)選択的サー	ビス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔	空機能向上	700単位加算	480	
A6	5009	通所型サービス事業所評価加算	ト 事業所評価	加質				120単位加算	700	
A6	5005				(1)サービス提供体制強化加算	事業対象者·要支援1			120	
A6	6107	通所型サービス提供体制加算 I 11	-		(1)イ			72単位加算	72	
A6	6108	通所型サービス提供体制加算 I 12			(1)サービス提供体制強化加算	事業対象者·要支援2		144単位加算	144	
A6	6101	通所型サービス提供体制加算 I 21			(I) [事業対象者·要支援1		48単位加算	48	
A6	6102	通所型サービス提供体制加算 I 22			(1)サービス提供体制強化加算	事業対象者・要支援2		96単位加算	96	
A6	6103	通所型サービス提供体制加算 Ⅱ 1			(I)ケービス提供体制強化加昇(I)ハ	事業対象者·要支援1		24単位加算	24	
A6	6104	通所型サービス提供体制加算Ⅱ2				事業対象者·要支援2		48単位加算	48	
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算 I	リ 介護職員処	遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)		所定員	単位数の40/1000 加算		
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算 II			(2)介護職員処遇改善加算(II)		所定	単位数の22/1000 加算		
A6	6113	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)			した単位数の 90% 加算		
	6115	通所型サービス処遇改善加算IV	-		(4)介護職員処遇改善加算(IV)		(2)で算定	した単位数の 80% 加算		
A6 ⇒ =		 の場合								
		が構立								
ナービ	スコード	サービス内容略称				算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目	革託刑サービフ1・中枢	イ 通所型サー	ビス費(みなし)			1,647単位			181-0
A6	8001	通所型サービス1・定超	-		事業対象者・要支援1		54単位		1,153	1月につき
A6	8002	通所型サービス1日割・定超	-						38	1日につき
A6	8011	通所型サービス2・定超			事業対象者·要支援2	-		ご員超過の場合 × 70%	2,364	1月につき
A6	8012	通所型サービス2日割・定超					111単位		78	1日につき
A6	8003	通所型サービス1回数・定超			事業対象者·要支援1	※1月の中で全部で4回まで	378単位		265	1回につき
A6	8013	通所型サービス2回数・定超			事業対象者・要支援2 で	※1月の中で全部で5回から8回ま	389単位		272	
計護	•介證	職員が欠員の場合								
+-Ľ:	スコード	サービス内容略称		_		管 中语日			合成	算定単位
種類		ソーレへ内谷昭作				算定項目			単位数	并 定率10
A6	9001	通所型サービス1・人欠	イ 通所型サー	ビス費(みなし)			1,647単位		1,153	1月につき
		通所型サービス1日割・人欠	1		事業対象者·要支援1		54単位			1日につき
A6	9002	通所型サービス2・人欠	1					護・介護職員が	38	1月につき
A6	9011	通所型サービス2日割・人欠	-		事業対象者・要支援2			反員の場合 × 70%	2,364	1日につき
A6	9012		1		古参与各字。而十4·10	V18000000000000000000000000000000000000	111単位		78	יחור. אפ
A6	9003	通所型サービス1回数・人欠			事業対象者·要支援1 事業対象者·要支援2	※1月の中で全部で4回まで ※1月の中で全部で5回から8回ま	378単位		265	1回につき
A6	9013	通所型サービス2回数・人欠			T XXIX	ス・ハッケー C 王 Ep C 2回よ	389単位		272	

介護予防ケアマネジメントサービスコード表

71 KA		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,					
サービスコード		サービス内容略称	Ş	合成	算定単位		
種類	項目		?"	単位数	チルード		
AF	2111	介護予防ケアネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	要支援1・2	430単位	430	1月につき
AF	4001	介護予防ケア初回加算	口 初回加算			300	
AF	6131	介護予防ケア小規模多機能連携加算	、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位				

[※]合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。